

事業所ヒアリング 主な意見のまとめ

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定にあたり、8月22日から9月1日の間に、市内で障害福祉サービスを提供する12法人に対し、以下の項目についてヒアリングを行った。

※自立支援協議会に参加していただいている3法人についてはヒアリングを行わず、文書にて後日回答をいただく予定となっている。

1. 平成30年度から平成32年度までの事業計画について

①新サービス（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援）の事業予定

- ・予定している：なし
- ・予定していない：9法人
- ・検討中：2法人（自立生活援助、就労定着支援）
- ・未定：1法人

②既存、実施事業の事業計画

- ・新規：3法人
（就労移行10名、就B20名）（グループホーム7名×2ユニット）（児童発達支援5名）
- ・拡大：2法人（就Bの事業所移転に伴う定員増）（グループホームサテライト（必要に応じて））
- ・縮小：なし
- ・現状維持：7法人

2. 地域移行に関する課題

<行政が取り組むべきこと>

- ・一人暮らしという選択肢があることを本人や親に伝えていく
- ・支援区分の更新のタイミングで、本人家族の希望を聞く
- ・受け皿整備（物的・人的）、スムーズに移行するための施設・対象者への支援体制、事業所連携への支援
- ・市民への啓発
- ・グループホーム設立用地（私有地等）の提供

- ・ケア連^{れん}に関わる医療機関^{いかりょうきかん}を多摩小平保健所^{たまこだいらほけんじょ}管轄^{かんかつ}内^{ない}まで広^{ひろ}げ、話し合^{はな}いの機^あ会^{かい}を設^{もう}ける
- ・支給量^{しきゅうりょう}、区分^{くぶん}の柔軟^{じゅうなん}な決定^{けつてい}
- ・人手不足^{ひとでぶそく}解消^{かいしょう}のためのヘルパー^{たいぐうかいぜん}の待遇改善
- ・対象者^{たいしやうしや}の状^{じやうきやう}況^{ちやくせつ}を直接^{ちよく}確認^{かくにん}し、その方^{かた}にふさわしい居住先^{きよじゅうさき}をコーディネート
- ・法人誘致^{ほうじんゆうち}、企業^{きぎやう}との連携^{れんけい}
- ・総合^{そうごう}的な地域生活^{ちいきせいかつ}のフォローアップ
- ・アウトリーチ

＜事業所^{じぎやうしよ}としてできること＞

- ・グループホームの新設^{しんせつ}
- ・地域^{ちいき}での生活^{せいかつ}を利用者^{りようしや}が希望^{きぼう}した場合^{ばあい}、受け入れ^{うけいれ}ができるよう対応^{たいおう}を考^{かんが}える。
- ・グループホームの建設^{けんせつ}と運営管理^{うんえいかんり}、施設間^{しせつかん}の連携^{れんけい}
- ・利用者^{りようしや}の受け入れ^{うけいれ}
- ・福祉関係^{ふくしかんけい}の連絡会^{れんらくかい}等で連携^{れんけい}し、情報^{じやうほう}の共有^{きやうゆう}や議論^{ぎろん}を行^{おこな}い、支援^{しえん}の向上^{こうじやう}を図^{はか}る
- ・受入れ前^{うけいれまえ}の事前準備^{じぜんじゆんび}、体制整備^{たいせいせいび}（医療的^{いりやうてき}ケア^{ひつやう}が必要な方^{かた}など）
- ・余暇活動^{よかかつどう}の場^ばの提供^{ていきやう}
- ・入所者^{にゅうしや}の地域移行^{ちいきいこう}に向けた支援^{しえん}
- ・都外施設^{とがいしせつ}からグループホームへの一時的^{いちじてき}繋ぎ^{つな}の受け入れ^{うけいれ}（短期入所^{たんきにゅうしよ}）

3. 就労支援^{しゅうろうしえん}について

＜行政^{ぎやうせい}が取り組むべきこと＞

- ・事業所^{じぎやうしよ}連携^{れんけい}の強化^{きやうか}、企業訪問^{きぎやうほうもん}、特別支援学校等^{とくべつしえんがっこうとう}との意見交換^{いけんこうかん}、就労支援センター^{しゅうろうしえん}の機能拡大^{きののうかくだい}、在宅^{ざいたく}の就職希望者^{しゅうしよくきぼうしや}の発掘^{はつくつ}
- ・地域企業^{ちいききぎやう}での実習^{じっしゅう}・就労先^{しゅうろうさき}の確保^{かくほ}、企業^{きぎやう}への啓発^{けいはつ}と定着^{ていちやく}への支援^{しえん}
- ・商工会^{しょうこうかい}との課題共有^{かだいきやうゆうき}機会設定^{かいせつてい}
- ・人員体制^{じんいんたいせい}を手厚く^{てあつ}し、グループワーク等^なも含め^あプログラムの充実^{じゅうじつ}
- ・仕事以外^{しごといがい}の支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}（余暇活動^{よかかつどう}、悩み相談等^{なやそうだんなど}）
- ・今後^{こんご}の見通し^{みとお}を踏まえた現実的^{げんじてき}な計画^{けいかく}の数値設定^{すうちせつてい}
- ・委託事業^{いたくじぎやう}の内容^{ないよう}の見直し^{みなお}
- ・企業^{きぎやう}の障害者理解^{しょうがいしやりかい}への啓蒙^{けいもう}、受け入れ先^{うけいれ}企業^{きぎやう}の援助^{えんじよ}
- ・自立支援協議会^{じりつしえんきぎやうかい}に就労支援部会^{しゅうろうしえんぶかい}を設置^{せつち}

＜事業所としてできること＞

- ・事業活動のP R（見学ツアー）
- ・就労継続支援A型の新設
- ・事業所連携、企業訪問、就労支援センターとの連携
- ・すべての利用者が一般就労できるよう、スキルアップを図る
- ・B型利用者の就職の可能性の再検討
- ・職員配置増
- ・市内の事業所が積極的に障害者雇用

4. 地域生活支援拠点について

＜行政が取り組むべきこと＞

- ・ファンドレイジングの活用
- ・拠点に必要な機能は現行制度で可能であり、現行制度に対する国レベルでの報酬の上乗せが必要
- ・事業所間の横断的な論議、グループホーム建設への支援、市民への意識啓発と協力要請、国・都への支援要請
- ・地域活動支援センターの支援体制の充実
- ・ケア連のネットワークの機能強化
- ・緊急性、相談、体験などの受け皿機能の検討
- ・アウトリーチサービス事業の検討
- ・自立支援協議会で専門部会を設置
- ・基幹相談支援センターの整備
- ・先進事例の研究
- ・介護福祉課との連携

＜事業所としてできること＞

- ・すでに行っている必要な居室や人材の確保
- ・事業所間の横断的な論議への参加、グループホームの建設と運営、国・都への支援要請
- ・市全体であり方について共通認識が必要
- ・イベントや勉強会など、団体で連携をとれる関係性の維持
- ・相談支援の質の向上
- ・短期入所事業所として緊急避難などの協力

5. 福祉人材の確保について

○同行援護・行動援護・移動支援・日中一時支援について

事業所名	A	B	C	D
ヘルパーの 人数	100	19	26	14
時給	1500	自立支援1,350 地活 940 ～ 1,000	932～1,080	1,350
1日の平均 勤務時間	8	3～4	3.5	2

○グループホームについて

事業所名	A	B	C	D	E
世話人の人数	60	3+3（世話人 +支援員）	2	5（常勤+ 非常勤）	6
時給	1200	委託料 月75万円	1,000～1,350	1,300～1,450 非正規1,010	1,190
1日の平均 勤務時間	8時間	8時間	4～8時間	7	8

<行政が取り組むべきこと>

- ・移動支援等、利用が集中する土日の報酬単価を上げる
- ・人材確保のための支援、福祉人材情報の提供、福祉人材フェアの開催
- ・国、都への要請
- ・他課との連携（地域のマンパワーの発掘）
- ・ヘルパー養成教室、研修
- ・学校等での福祉の仕事の紹介授業
- ・市内事業所共同の説明会、採用への援助
- ・離職防止のための事業所横断の勉強会、研修
- ・経営サポート（財務体制、人材育成）
- ・移動支援の単価改正
- ・福祉関連の職種に限定した有給研修生制度
- ・市内で合同の面接会
- ・報酬単価の引き上げ

＜事業所としてできること＞

- ・土日の給料（時給）を高くして人を確保している（それでも土日は人が不足する）。
- ・福祉人材フェアへの参加、人材の受け入れ、福祉系大学・専門学校への訪問
- ・処遇改善、資質向上
- ・福祉の仕事に誇りが持てるよう人を育てる

6. 市内の生活介護事業所（定員）の不足について

①利用者数の状況について

- ・定員未満：6法人
- ・定員：なし
- ・定員オーバー：2法人

②定員の増加や、事業者間での利用者の移行（生活介護から就労継続支援B型へ）について

- ・可能：なし
- ・調整次第で可能：8法人
- ・不可能：なし
- ・わからない：1法人

7. 災害時にできる支援について

＜行政が取り組むべきこと＞

- ・利用者が事業所で寝泊まりできるよう、寝具などの提供
- ・学校の教室など、環境への配慮が必要な人が利用できる場所の確保
- ・市民への意識啓発、災害情報の提供、事業所を集めて論議、図上演習、防災訓練
- ・要援護者把握と支援計画作成、シミュレーション
- ・市の支援策を市民、事業所に分かりやすく説明
- ・有事の際、周りの人が障害を理解できる視覚的な取り組み
- ・避難生活が長期化した場合の対応
- ・初動業務として安否確認、情報伝達、緊急要件の把握、ケアのための早い時期でのオープンスペースの確保
- ・有事の障害者支援体制（専門チーム）の確保

＜事業所としてできること＞

- ・開所時間内での迎えが来るまでの利用者の待機
- ・非常時に動ける人手の確保
- ・非常時の備品や食料品の常備
- ・災害時の受け入れ施設としての周知、事業所の集まりでの論議、図上演習への参加
- ・利用者を車で送る
- ・2次避難所の開設
- ・近隣の事業所と連携し、備蓄品等を共有
- ・災害時に開所時間を越えて預かる
- ・避難訓練、集団行動の蓄積
- ・大型震災防災プランの策定

8. 法人・事業所の課題について

- ・人材の育成・確保
- ・持続的にスタッフを増やし続ける
- ・グループホームの建設、利用者の高齢化、安定的な運営の確保、人材の確保と後継者の育成、人事評価の実施、就労環境の整備、他法人の事業移管の検討
- ・人材育成、組織力
- ・利用者の高齢化
- ・人手不足
- ・事業所の移転先の確保
- ・医療ケアが必要な人への対応（新しくサービスを始める）
- ・人手不足
- ・事業所の乱立による過競争
- ・より良い支援のためには親の協力が必要だが、負担は敬遠されがち
- ・クライシス対応サービス事業の模索
- ・アウトリーチサービス事業の模索

9. 市が重点的に取り組むべき施策について

- ・施設入所せずに地域のサービスを利用して生活できるよう、必要なサービス量を確保する
- ・利用者の高齢化、グループホームの建設支援、福祉人材の確保、就労支援センターの開設、事業所間の協議の場の推進、国・都への支援要請、事業所・利用者の障害計画作りへの参画
- ・資源（事業所の確保）、運営基盤向上へのサポート
- ・自立支援協議会の積極的運営
- ・一人一人のニーズに合わせた対応
- ・法人事務の負担軽減
- ・高齢化している親や事業所の努力（負担）を前提としない制度作り
- ・青年期の余暇活動に対する取り組み